

2014 年度 機関誌最優秀論文賞

選考結果と受賞の言葉

第 3 回機関誌最優秀論文賞

学会奨励賞選考委員長 櫻村志郎

第 3 回機関誌最優秀論文賞は、小宮友根会員の「裁判員は何者として意見を述べるか——評議における参加者のアイデンティティと『国民の健全な常識』」『法社会学』79 号 63-84 ページ、2013 年 9 月刊と、秋葉丈志会員の「国籍法違憲判決と政策形成型訴訟」『法社会学』80 号 243-276 ページ、2014 年 3 月刊の 2 論文に、授与されます。

まず、小宮会員の論文の選考理由を述べます。

本論文の主要な分析は、ある模擬裁判員裁判の評議場面において、裁判員（役の参加者）が自分の意見を述べる際に、自分自身をどのようなアイデンティティを持つ者として、提示するかという問いに答えるものです。著者は、まず、こうした問題の解明が、裁判員制度の導入の目的にとって、どのような意義をもつのかを確認します。それによれば、裁判員制度の目的は、裁判員が裁判に参加することによって何がもたらされるのかについての考えと結びついています。つぎに、著者は、社会的状況での会話における発言者が誰かという問題は、当の発言によって何をなそうとするのかと結びついていることに注意を喚起します。そこで、裁判員はいつも裁判員として発言したり、裁判員として発言を求められると決まっているわけではなく、男性や女性、あることからの経験者やその経験をもたない者などとしても発言することがあることとなります。このような準備のうちに、（1）裁判員として発言する場面においては、裁判員は「しろうと」として発言しつつ、法的推論という専門的活動にかかわる「しろうと裁判官」として自己を提示すること、（2）自らをあるカテゴリーに属するものとして提示する場面では、自らの発言をカテゴリー的に「他人よりよく知っている者」の発言であるとして権威づけること、（3）自らをある経験をもつ個人として提示する場面では、具体的な経験の重ね合わせによって、自己の発言を根拠づけること、が会話の発言の詳細を通じて、解明される。こうした知見を基礎として、裁判員の発言におけるアイデンティティの差異が、裁判員によって評議にもたらされる「常識的知識」の差異をもたらすことがあきらかにされます。本論文は、こうした裁判員によって提供される知識の差異に着目することで、裁判員制度の目的をめぐる議論がより有効なものとなることを示唆します。

本論文は、機関誌の特集号「裁判員制度の法社会学」に投稿されたものですが、特集号論文として分量にきびしい制約があるなか、詳細な相互行為分析と制度の目的に関する議論を結びつけたものです。制度目的と相互行為的知見の間の結合にはやや説得力に欠ける点があるとの意見もありましたが、実践

的制度的な視点を保ちつつ、法制度の一場面についてヴィヴィッドな解明を行ったという研究の姿勢およびその成果は高く評価されるべきものと判断しました。

つぎに秋葉会員の論文の選考理由を述べます。

本論文は、婚姻関係にない日本人の父とフィリピン人の母との間に生まれた子について、父の出生前の認知を条件としてのみ国籍取得を認めるという国籍法の規定を違憲とした最高裁判所判決の訴訟過程を、政策形成訴訟として分析した事例研究です。まず、本論文では、本判決が、その判断対象、判断内容、判断手法の点で画期性をもっていったことが確認され、また、政策形成型訴訟という理論的視角から（１）裁判所による政策形成は実効性をもつか、（２）裁判所の判断能力は十分か、（３）政策形成型訴訟は民主制の原理から正統化されるか、（４）弁護士と原告の利害対立はないか、という論点が提示されます。事例研究では、原告・支援団体・弁護士がいかに訴訟過程を構成したか、また、判決後に弁護士・支援団体が判決の実施（立法過程）にいかに関わったかについて、詳細に記述されます。この記述にもとづき、政策形成型訴訟としての本件訴訟の特質がつぎのように指摘されます。（１）行政府・立法府の協力の存在により本訴訟による政策形成は一定の実効性をもった。（２）本件訴訟のもつ広がり、問題の深さに照らしてみると、裁判所の判断能力はむしろ限定されていた。（３）民主制原理との関連では、政治過程で阻止されていた政策を裁判所が採用したことになり、正統化が困難だが、その反面で司法にはマイノリティ保護の役割も期待すべきことから肯定的評価も可能であった。（４）弁護士の政策形成への謙抑的姿勢、原告の利害や問題認識の変化、支援団体の方針などにより、原告側関係者間に潜在的な利害対立があったが、それは顕在化しなかった。以上の分析にもとづき、著者は、本件最高裁判決が、政策形成型訴訟の成功例として評価すべきものと総括するとともに、日本において政策形成型訴訟が根付くために解決されるべき課題を指摘します。

本論文は、一つの重要な政策決定を行った重要な最高裁判所判決がいかにして実現されたのかという問題に、原告側関係者との訴訟関与過程を広く詳細に再記述することによって、明快に答えたものです。本論文は、政策形成型訴訟という理論的概念を用い、そこから４つの評価的問題を引き出し、事例研究の具体的解明の理論枠組みとして利用しています。この最高裁判所判決が、いかなる人々や団体により引き起こされ、また、いかなる法社会学的意義をもつのか、きわめて詳細かつ具体的に解明されるという成果をあげています。委員会では、政策形成型訴訟としての本件訴訟の提起する問題のそれぞれについて、より深い検討があつてほしいとの意見もありましたが、一つの事例研究として高い完成度をもっているという判断で一致いたしました。

いずれの論文も、機関誌の論文として高く評価することができ、今後の発展が期待できるとの理由で、最優秀論文賞を授与することとしました。

なお、今回の機関誌最優秀論文賞の選考を行う中で、機関誌に掲載され、今回の選考の対象となった論文は、いずれも高い水準のものであったとの印象を持ちました。これは編集、査読の関係者、および

著者の方々の努力の結果として、機関誌の水準が上昇し、また高く保たれているということの意味するものです。関係者のご努力を多としく、一言付け加える次第です。

受賞の言葉

受賞の言葉——第3回機関誌最優秀論文賞 小宮友根（東北学院大学）

このたびは荣誉ある賞をいただくことができ、大変嬉しく思っています。審査員の先生方には心より御礼申し上げたいと思います。

裁判員制度の意義はしばしば「国民の健全な常識」を刑事司法に反映させることだと言われます。しかしながら「健全な常識」とはいったい何のことなのか掘り下げて論じられることはあまりありません。本論文は、模擬評議の相互行為における行為連鎖の組織と、その中で参加者の帯びるアイデンティティ・カテゴリーとの関連に着目することで、評議の中で裁判員が用いる「常識」のバリエーションに焦点を当てようと試みたものです。少なくとも模擬評議を見ているかぎり、評議の場で裁判員は、「国民」というよくわからない存在として発言するわけではありません。裁判員はしばしば、たとえば女性としてストーカー被害の恐怖を語ったり、子育て経験者として子育ての苦勞を語ったり、いろいろなアイデンティティのもとで発言します。そしてそうした意見は、まさに経験者の口から語られたものであるがゆえに、とき合議体の意見形成に大きく影響します。したがって、評議において参加者が発言するとき、その発言がどのようなアイデンティティ・カテゴリーのもとでおこなわれているかに注目することは、評議がなぜ特定の軌跡のもとで進んだのかという問いを考えるうえで、決して無視できない重要性をもっています。

このことは他方で、裁判員評議を、ひいては裁判員制度を、私たちはどう評価し、どう設計していくべきかという規範的問いとも無関係ではありません。裁判員評議の対象となる訴訟の範囲、裁判員選出の方法、裁判員の負担への対処、当事者のプライバシーへの配慮等、裁判員制度について議論されるさまざまな問題について、私たちは制度の目的に照らした評価をおこない、それを実際の評議の過程に受肉するための方策について考察していかなければなりません。そのためには、「健全な常識」なるものが刑事司法に反映される具体的な過程を私たちは知らなければなりません。論文中で触れたとおり、このことはとりわけ、制度の目的についてなお見解の対立がある現在においては重要であるはずです。さまざまな思惑の中で立ち上がった新しい制度を研究の俎上に乗せるとき、何よりも重要となるのは、地に足のついた経験的研究です。それなくしては、どんなに美しい規範的議論も、現実の社会的実践との接点を作り出すことはできないでしょう。

そしてこの点において、いま裁判員制度の研究においては法社会学という学問こそが大きな役割を果たすべきときだろうと私は思います。そして、エスノメソドロジーの視点にもとづいた研究は、その学問の一部として、重要な役割を果たすことができると私は確信しています。とはいえ、今回賞をいただ

いた論文は実はまだ研究の入口の段階にすぎません。現在私は、東海大の北村先生、関西学院大の森本先生とともに、裁判官経験者の方のご協力も仰ぎながら、より現実に近い模擬裁判の会話分析研究を進めています。また、私自身は自分の専門でもある、刑事司法におけるジェンダー問題の研究にこの研究を繋げたいと考えています。引き続き、みなさまのご指導ご鞭撻をいただければ幸いです。

あらためて、このたびは本当にありがとうございました。

受賞の言葉——第3回機関誌最優秀論文賞 秋葉丈志（国際教養大学）

このたびは、このような栄誉ある賞をいただくことになり、身の引き締まる思いです。正直なところ、こうした賞の受賞は想像もしておらず、驚きました。私の論文に注目していただき、さらなる励みとなるよう心配りをしてくださった先生方に感謝いたします。

受賞論文、「国籍法違憲判決と政策形成型訴訟」は『法社会学』80号（2014年）に掲載をいただいたものですが、これ以前に「裁判官たちのダイアログ：国籍法違憲判決の文脈的分析」を同76号（2012年）に掲載いただいております。これと一体的な研究でもあります。

私は大学の学部時代以来、「国籍」や「国籍法」というものの「政治性」に問題意識を感じておりました。国籍とは国家や個人のアイデンティティの根幹にも関わるもので、時代背景やその時々の政治力学によっても左右される流動的なものです。絶えず様々な政治力学との交渉の中で、国籍というものが考えられ、流動的なものをかろうじて国籍法という一見固定化した文書に落とし込む。こうしたプロセスに関心を抱いて、学部の卒業論文の段階で、「明治国籍法と日本人の創生」という論文を書いております。

そして、そのことには、私自身がアメリカで生まれ育ち、大学生当時、国籍法のもとで、日本国籍かアメリカ国籍の二者択一を迫られていたことと無縁ではありません。同じ「私」であるのに、ある瞬間を持って、法律上「日本人」から「外国人」になってしまう。自身の存在を根底から覆しうる「国籍法」の力を身を持って感じてきました。

このような思いを抱いてきた自分にとって、JFC（ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン）が、己が日本人なのか外国人なのか国籍法の規定一つで変わる事態に直面し、これを法廷に持ち込んだことは、他人ごとではありませんでした。そこへ最高裁が異例の積極姿勢で違憲判断を下したことは、憲法学や司法過程の研究の観点からも画期的なことで、自分史と、研究上の価値と、社会的意義がこれほどまでにマッチしたテーマが出現したことは研究者として幸運でした。

私はカリフォルニア大学バークレー校大学院で、マルコム・フィーリー先生（元アメリカ法社会学学会会長）やハリー・シャイバー先生の指導を受け、留学中に宮澤節生先生との出会いにも恵まれました。国籍法違憲判決に対する自身の研究アプローチを考えたときに、こうした先生方の影響は大きかったと思います。

77号の「裁判官たちのダイアログ」では、最高裁判決に至る、下級審レベルでの裁判所間の「ダイアログ」を研究しました。最高裁判決の下地は、諸外国の法制などにも言及しながら長大な判決文を執筆した一審・東京地裁の菅野博之判事の違憲判決です。同判事の他の判決を探して読むと、外国人の出入国などの絡む行政訴訟で、司法の役割を強調する積極的な判断を度々下していることに気付きました。そして、これらを時系列に並べてみると、同判事は、自身の判決が控訴審で覆されても、なお同様の事件で積極判決を下していることがわかりました。

菅野判事は「異端」なのか。これまでの研究の蓄積では、「逸脱」した裁判官は日本の裁判官人事制度のもと昇進できないことが指摘されていました。また、裁判官には、最高裁事務総局の要職を渡り歩くエリート・コースがあることも、西川伸一先生などの研究により明らかにされています。この点で菅野判事の経歴を見ると、同氏はこの分類ではエリート・コースに属する裁判官であることがわかりました。

私は一連の「ダイアログ」やこれに関わる裁判官の経歴から、国籍法違憲判決は、裁判所全体の姿勢の変化を反映した判決なのではないか、との結論に至りました。政治部門に対する司法独自の役割をより強調する方向に裁判所が舵を切ったということです。最高裁で国籍法訴訟を担当した千葉勝美調査官は現在最高裁判事となり、一審の東京地裁で精緻な違憲判決を執筆した菅野博之判事は今年、大阪高裁長官に就任しました。裁判所の動向から目が離せません。

今回受賞論文となった「国籍法違憲判決と政策形成型訴訟」はその続編で、今度は原告へ目を向けました。この訴訟の裏には、「JFCネットワーク」というNPOの存在があります。日本人父とフィリピン人母の間に子どもができて、日本人父は母との結婚も、子どもの認知も拒み、いなくなってしまう。こうした母子を支援する活動を長年続けているNPOです。父を探し出し、認知と養育費の支払いを求める。応じない場合には法的手段を講じる。こうした中で、認知が得られても出生後では日本国籍が得られない国籍法の規定に直面し、子どもたちを原告に立てて訴訟を起こしたものでした。同様の立場にあるとされる子どもは日比両国で4-5万人に上ると推計されています。

私はこれは原告個人の当面の救済だけでなく、法律ないし政策の変更によるより幅広く長期的な変化を狙った点で、「政策形成型訴訟」に位置付けられると考え、こうした訴訟を巡る日米の議論をもとに、この判決を研究することにしました。そして、この訴訟が政策形成型訴訟として成功に至った理由や、政治と司法の関係について論じました。アメリカと異なり、司法部門が政策形成に積極的に関わるという共通理解がなお乏しい日本では、裁判所の役割変化に応じ、国会や行政もまた、憲法論争により備える必要が増しているのではないかと考えております。

判決以来7年を経過し、そろそろ一連の研究を単著にまとめたいと考えております。その際は、国籍法判決以来の社会変化、特に、フィリピンで生まれ育ったJFCが判決の結果、日本国籍を取得し多数来日している現状について精査し、「法を通じた政策形成」の中期的影響についても考察したいと考え

ております。温かい後押しに報いる研究を結実させたいと考えておりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。